



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚労省保険局に要望書提出

働き方改革の推進へ看護職の負担軽減を

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員74万人）は11月28日、厚生労働省保険局の濱谷浩樹局長宛に、5月14日以来2度目となる2020年度診療報酬改定に関する要望書（その2）を提出しました。当日は吉川久美子常任理事が森光敬子医療課長に要望書を手渡しました。

目前に迫った2025年に向け、医療・介護の提供体制の改革が進んでいます。安全で安心な医療・看護を持続的に提供するためには、働き方改革を強く推進することが必要です。こうした背景を踏まえ、日本看護協会は看護職の負担軽減に向けて下記の3点を要望しました。

医療従事者の働き方改革が進む中では、医師からのタスクシフト・タスクシェアや勤務環境改善を推進するため、看護職員の確保が重要になります。吉川常任理事は「必要な看護職人員の確保が可能となるよう、入院基本料を引き上げてほしい」と訴えました。

さらに、看護職員のタスクシフト・タスクシェアや勤務環境の改善を推進するため、近年、確保が難しくなっている看護補助者の処遇を改善する観点から、看護補助者の配置に関する評価の引き上げを要望。併せて、患者の状態を正確に把握するために「重症度、医療・看護必要度」のB項目の判断基準を「患者の状態」と「介助の実施」に分けて測定すること、そして記録の負担軽減のため、「患者の状態」が「介助の実施」の根拠となり別途記録の作成が不要となることを「評価の手引き」に明示することを求めました。働き方改革を推進する観点から、森光医療課長は本会の要望に理解を示し、検討していくと応じました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



森光医療課長に要望書を手渡す
吉川常任理事（右）

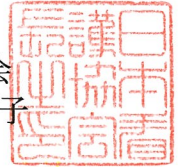
《 診療報酬改定に関する要望事項 》

1. 働き方改革に伴い必要な看護職員の確保が可能となる入院基本料の引き上げ
2. 看護補助者の配置に関する評価の引き上げ
3. 「重症度、医療・看護必要度」のB項目の測定方法の変更および記録の負担軽減

令和元年 11 月 28 日

厚生労働省
保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



2020 年度診療報酬改定に関する要望書（その 2）

2025 年を目前に医療・介護提供体制の改革が大きく進められている中、安全で安心な医療・看護を持続的に提供するためには、働き方改革を強力に推進する必要がある。今回は主に看護職の負担軽減に焦点を当て、下記の通り要望する。

記

1. 働き方改革に伴い必要な看護職員の確保が可能となる入院基本料の引き上げ

医療従事者の働き方改革が進められる中、医師からのタスクシフト・タスクシェアおよび勤務環境改善を推進するために必要な看護職員の確保が可能となるよう入院基本料の引き上げを要望する。

2. 看護補助者の配置に関する評価の引き上げ

看護職員のタスクシフト・タスクシェアおよび勤務環境改善を推進するためには、看護補助者の確保は喫緊の課題である。近年看護補助者数は減少傾向であり、その確保は非常に困難な状況であるため、処遇等を改善し確保が可能となるよう、看護補助者の配置に関する評価の引き上げを要望する。

3. 「重症度、医療・看護必要度」の B 項目の測定方法の変更および記録の負担軽減

第 430 回中央社会保険医療協議会総会で報告された「入院医療等の調査・評価分科会における検討結果報告」にもあるように、患者状態を正確に把握するために、「重症度、医療・看護必要度」の B 項目の判断基準を「患者の状態」と「介助の実施」に分けて測定することを要望する。その際には、記録の負担軽減のため、新たに測定する「患者の状態」が「介助の実施」の根拠となり別途記録の作成が不要となることを「重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」）にて明示することを要望する。

以上